

みんなで支えるみんなの医療

千葉県後期高齢者医療広域連合 広報紙

発行 / 千葉県後期高齢者医療広域連合

所在 / 〒263-0016  
千葉県稲毛区天台6-4-3  
国保会館内

編集 / 総務課

電話 / 043-216-5011

FAX / 043-206-0085

E-mail

info@kouiki-chiba.jp

URL

http://www.kouiki-chiba.jp/

# ちは広域連合だより

千葉県人口 **6,240,759** 人(平成29年2月1日現在) 被保険者数 **730,062** 人(平成29年1月31日現在) **第22号**

## 広域連合長ごあいさつ

このたび、県内市町村長のご信任をいただき、広域連合長という重責を担うことになり、光栄であると同時に身の引き締まる思いです。

すべての高齢者のみなさまが安心して医療を受けられるよう、引き続き当広域連合の安定的な運営に努めてまいりますので、被保険者をはじめ関係者のみなさまにおかれましては、今後ともご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。



千葉県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 **清水 聖士**  
(鎌ヶ谷市長)

## 健康診査を受診しましょう

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

広域連合では、みなさまの健康の保持増進と健康寿命を延ばすため、健康診査を実施しています。

健康診査種類	健康診査(医科)	健康診査(歯科)
目的	生活習慣病やその傾向があるかたを早期に発見し、予防や早期治療につなげていくことで、被保険者の健康の保持・増進に資することを目的とします。	口腔(こうくう)機能低下や誤嚥(ごえん)性肺炎等の疾病を予防し、口腔機能を維持、改善することを目的とします。
対象者	千葉県後期高齢者医療被保険者	千葉県後期高齢者医療被保険者のうち、 <b>昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生まれのかた。</b> (平成28年度に75歳になられたかた)
主な健診項目	○基本項目 ・診察 ・身体計測 ・血圧測定 ・血液検査(脂質、肝機能、血糖) ・尿検査(腎機能、尿糖) ○詳細項目 (一定の基準を満たし、医師が必要と認めた場合に対象となります。)	○口腔診査 ・歯と歯肉の状況(むし歯、歯肉の炎症、かみ合わせなど) ・口腔機能の状況(舌の動き、物を飲み込む力など) ○口腔衛生指導 ・むし歯、歯周疾患の予防法など
実施する医療機関	市町村ごとに異なります。	千葉県歯科医師会会員の健診協力医療機関(4月1日以降広域連合ホームページに健診協力医療機関の名簿を掲載します。)
実施期間	市町村ごとに異なります。	平成29年6月1日～平成29年10月31日
費用	健康診査に係る窓口負担はありません。(健康診査後の治療に要する費用は、有料となります。)	

健康診査の詳細につきましては、お住まいの市町村健康診査担当窓口までお問い合わせください。

この2つの健康診査を「保健事業実施計画(データヘルス計画)」に盛り込み、多くのかたに受診していただけるよう、市町村及び関係機関と協力しながら取り組んでまいります。

## 「ATMで還付金が戻る」という電話は詐欺!

広域連合・市(区)町村・金融機関などの職員を名乗り、「還付金があります」などとばかり、お金をだまし取ろうとする事件が多発しております。

少しでもおかしいと感じたら、広域連合、お住まいの市(区)町村窓口、最寄りの警察署等にご相談ください。



# 平成29年度の保険料率は28年度と変更ありません

お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で決定します。決定した保険料額は、その年の4月1日から翌年3月31日までの1年間の金額となります。保険料額決定通知書は、お住まいの市(区)町村から毎年7月中旬にお送りします。

平成29年度の保険料率（平成28年度と同じです）

均等割額 40,400円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額(*) × 7.93%	=	年間保険料額 (上限は57万円) 注：100円未満切捨て
-----------------	---	---------------------------------	---	------------------------------------

※「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額 33 万円を控除した額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。

# 平成29年度から保険料の軽減措置が変更になります

お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

所得の低いかたや被用者保険の被扶養者であったかたに対する均等割額、所得割額の軽減措置について、平成29年度から、軽減対象者の範囲と軽減割合の一部が変更になります。

※軽減の判定は、被保険者や世帯主の所得により自動判定を行い軽減を適用しますので、申請の必要はありません。

※軽減判定の対象となるかたの所得の申告が無い場合には、所得の申告が必要となる場合があります。

## 所得の低いかたの軽減

### ◎均等割額の軽減

平成29年度から5割または2割軽減の対象となる所得基準額を拡大します。

軽減判定所得（現行）

- ① 5割軽減基準額  
= 33万円 + (26.5万円 × 被保険者の数)
- ② 2割軽減基準額  
= 33万円 + (48万円 × 被保険者の数)

軽減判定所得（変更後）

- ① 5割軽減基準額  
= 33万円 + (27万円 × 被保険者の数)
- ② 2割軽減基準額  
= 33万円 + (49万円 × 被保険者の数)

※均等割額の軽減判定における総所得金額等は、退職所得を含みません。また、専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。

※65歳以上(1月1日時点)のかたの公的年金所得については、その所得から特別控除額15万円を差し引いた額で軽減判定します。

※当面、8.5割及び9割軽減の軽減割合の変更はありません。

### ◎所得割額の軽減

所得の低いかたに対する所得割額の軽減措置が段階的に廃止となります。

軽減の基準	軽減割合		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
賦課のもととなる所得金額58万円以下 (年金収入のみのかたの場合：年金収入額が211万円以下のかたが該当します)	5割	2割	廃止

## 会社の健康保険などの被扶養者であったかたの軽減

会社の健康保険や共済組合などの被用者保険の被扶養者であったかたに対する均等割額の軽減措置が段階的に縮小になります。

均等割額の軽減割合			
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降
9割	7割	5割	制度加入後、2年を経過する月までは5割

## 高額療養費制度が変わります(平成29年8月診療分から)

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

高額療養費制度は、被保険者のかたが医療機関の窓口において医療費の自己負担を支払っていただいた後、月ごとの自己負担限度額を超える額があとから支給されるものです。

所得区分I・IIのかたを除き、平成29年8月診療分から段階的に、自己負担限度額が次のとおり変更になります。

### ◎自己負担限度額(月額) (平成29年8月診療分から)

所得区分		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
変更あり	【3割負担】 現役並み所得者	<b>57,600円</b> (平成29年7月診療分 までは44,400円)	<b>80,100円</b> ●総医療費が267,000円を超えた場合は (総医療費-267,000円)×1%を加算 ●多数回該当(※)の場合は44,400円
	【1割負担】 一般	<b>14,000円</b> <b>年間14万4千円上限</b> (平成29年7月診療分 までは12,000円)	<b>57,600円</b> ●多数回該当(※)の場合は44,400円 (平成29年7月診療分までは44,400円、多数回該当の適用なし)
変更なし	区分II	<b>8,000円</b>	<b>24,600円</b>
	区分I		<b>15,000円</b>

※多数回該当とは、直近12か月以内に3回以上世帯単位の高額療養費の該当となった場合、4回目以降の自己負担限度額が減額されることです。

## 入院するときの食費・居住費が変わります(平成29年10月の入院から)

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

入院するときは、医療費等のほか食費などの自己負担がかかります。負担額は、所得区分や病床種類、医療区分(傷病や治療の内容等)などにより異なります。

この食費・居住費について、平成29年10月から段階的に引き上げられます。

所得区分	一般病床・精神病床等 【一食当たり食費】	療養病床【一食当たり食費/一日当たり居住費】	
		医療区分I	医療区分II・III
現役並み	<b>360円</b> 〔平成30年4月から <b>460円</b> (※1)〕	一食 <b>460円</b> (※2)/居住費 <b>320円</b> 〔平成29年10月から 一食 <b>460円</b> (※2)/居住費 <b>370円</b> 〕	一食 <b>360円</b> /居住費 <b>0円</b> 〔平成29年10月から 一食 <b>360円</b> /居住費 <b>200円</b> 平成30年4月から 一食 <b>460円</b> /居住費 <b>370円</b> 〕
一般			一食 <b>210円</b> /居住費 <b>0円</b> 〔平成29年10月から 一食 <b>210円</b> /居住費 <b>200円</b> (※5) 平成30年4月から 一食 <b>210円</b> /居住費 <b>370円</b> (※5) ●長期該当(※3)は一食160円
区分II	<b>210円</b> ●長期該当(※3)は160円	一食 <b>210円</b> /居住費 <b>320円</b> 〔平成29年10月から 一食 <b>210円</b> /居住費 <b>370円</b> 〕	一食 <b>100円</b> /居住費 <b>0円</b> 〔平成29年10月から 一食 <b>100円</b> /居住費 <b>200円</b> (※5) 平成30年4月から 一食 <b>100円</b> /居住費 <b>370円</b> (※5)〕
区分I			一食 <b>130円</b> /居住費 <b>320円</b> 〔平成29年10月から 一食 <b>130円</b> /居住費 <b>370円</b> (※4)〕

(※1) 指定難病のかた、平成28年4月1日時点で既に1年を超えて継続して精神病床に入院していたかたは、260円。

(※2) 保険医療機関の施設基準等により、420円となる場合もあります。

(※3) 長期該当とは、過去12か月の入院で減額認定証を受けていた期間の入院日数が90日を超える入院のことです。

(※4) 老齢福祉年金受給者は一食100円、居住費0円

(※5) 指定難病のかた、老齢福祉年金受給者の居住費は据え置き(0円)です。

所得区分I・II(世帯の全員が市町村民税非課税)のかたは、事前にお住まいの市(区)町村の担当窓口で減額認定証の交付を受け、医療機関に提示のうえ受診してください。

## ジェネリック医薬品の使用促進にご協力ください

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

広域連合では、医療の適正化を図るとともに、みなさまのお薬代の軽減にもつなげるようにジェネリック医薬品の使用促進を啓発しています。

### ◎ジェネリック医薬品とは？

ジェネリック医薬品は、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後にその有効成分を使用して作られる安価なお薬の事です。先発医薬品の開発成果を利用できるので、研究開発コストが少なく済み、価格（薬価）が低く設定されています。

### ◎ジェネリック医薬品の安全性や効き目は？

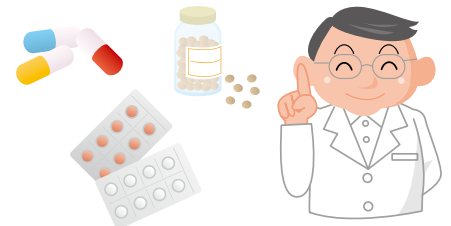
厚生労働省が厳しく審査を行い、効き目や安全性、品質など先発医薬品と同等であると確認されたものだけが販売を承認されています。

### ◎ジェネリック医薬品を処方してもらうには？

まずは、かかりつけの医師や薬局の薬剤師にご相談ください。ただし、すべての先発医薬品に対してジェネリック医薬品が製造販売されているわけではありません。また、体質などによりジェネリック医薬品に切り替えられないこともあります。

### ◎ジェネリック医薬品利用差額通知を送付しています

広域連合では、1か月あたりのお薬代が概ね200円以上安くなるかた（生活習慣病・慢性疾患等以外のお薬を服用されているかたや入院されているかたを除く）に、お薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に軽減できる自己負担額をお知らせしています。

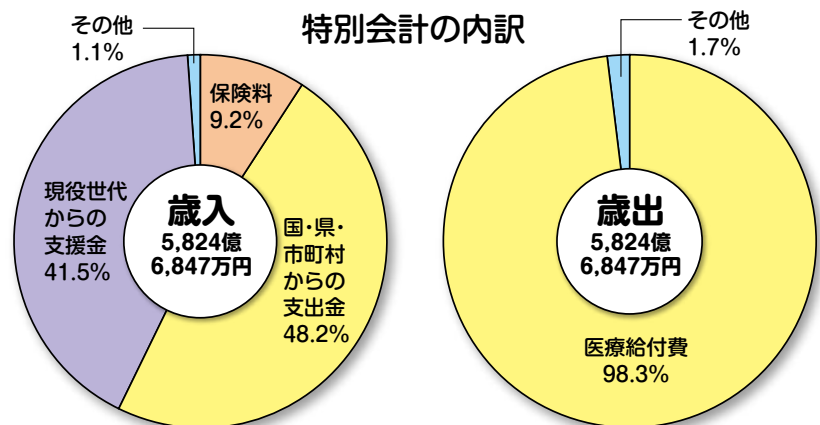


## 平成29年度の予算

お問い合わせ先 総務課 ☎043-216-5011

広域連合の予算には、医療給付費の支払など保険制度を運営するための「特別会計」と、広域連合の運営に必要な費用のための「一般会計」があります。

平成29年度の予算額は、特別会計は5,824億6,847万円、一般会計は21億417万円で、被保険者数の増加等により、平成28年度と比べて特別会計で5.8%、一般会計で4.3%増加しました。



## 平成29年第1回広域連合議会定例会が開催されました

お問い合わせ先 議会事務局 ☎043-216-5011

2月10日に、千葉市内で平成29年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されました。

定例会では、広域連合長が提出した、「後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」、「第三次広域計画」、「平成29年度一般・特別会計予算」など8件が審議され、すべて原案のとおり可決されました。

※会議録は、後日ホームページに掲載予定です。

お問い合わせ

千葉県後期高齢者医療広域連合

受付時間 午前8時30分～午後5時15分  
(土・日、祝日、年末年始を除く)

●本紙、広域連合の運営について 総務課 ☎043-216-5011  
 ●議会について 議会事務局 ☎043-216-5011  
 ●保険料、被保険者の資格について 資格保険料課 ☎043-308-6768  
 ●保険給付、保健事業について 給付管理課 ☎043-216-5013  
 各課共通 FAX 043-206-0085